令和8年度品川区職員再採用選考（カムバック採用）案内

令和８年８月
品　川　区

この案内は、品川区の正規職員を退職した方を対象とした選考に関するものです。

✨概要

過去に品川区で勤務された方を対象に、再び常勤職員として活躍いただける方を募集します。

- ✅転職・育児・介護などで退職された方を歓迎します ！
- ✅経験を活かした即戦力としての活躍を期待しています ！

📝募集内容

	項目	概要
1	職種	事務、福祉（福祉・保育士・児童指導）、心理、土木造園、建築、機械、電気、衛生監視、学芸研究、歯科衛生、栄養士、保健師、看護師、清掃 （※退職時の職種と同一の職種で採用します。） （※欠員等の状況により、選考を実施しない場合があります。）
2	職層	部長職、課長職、課長補佐職、係長職、主任職、係員、技能長職、技能主任職、技能1級職
3	採用予定数	若干名
4	採用予定日	随時。原則各月1日とする。
5	勤務場所	区役所、地域センターなど（※敷地内禁煙）

※原則、申込のあった月の翌月以降に選考を実施します。応募から採用まで概ね2～3月ほど見込んでください。

🖊受験資格

次の要件を全て満たしている方

（1）平成30年4月1日以降に品川区を離職した方
（2）かつて品川区の職員として1年以上在籍していた方
（3）採用される職種と離職時の職種が同一である方
（4）採用される職が資格または免許を必要とする場合は、該当する資格または免許を有する方
（5）選考受験日の属する年度の末日において62歳未満の方
　　（※ただし課長職および部長職においては60歳未満の方）
（6）日本国籍を有している方（一部の職種を除く）
（7）地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

※以下の期間は除算されます。
・特別職、会計年度任用職員、臨時的任用職員、任期付職員であった期間

・人事交流者については、他の特別区および特別区の組織する一部事務組合における職員であった期間
・停職期間

選考方法

	選考ステップ	内容
1	第1次選考	・**申込書による書類選考**（在職時の人事評価を含む） ・合否にかかわらず、受験者全員に通知します。
2	（第1次選考合格者対象） 第2次選考	・**個別面接** ・第1次選考合格者に別途通知します。 ・合否にかかわらず、第2次選考受験者全員に通知します。

申込方法

（1）受付期間　随時受付
（2）申込方法　電子申請
（3）申込先　専用ホームページ「https://job.axol.jp/jn/c/shinagawa/public/top」
二次元コード「品川区職員採用案内ホームページ」
（4）その他　申し込みは同一年度内に1回までとなります。
予期せぬシステム障害や機器停止等のトラブルについては、一切責任を負いません。

勤務条件

	職種	勤務日	勤務時間
1	福祉 （保育）	月曜日～土曜日で1週間につき平均38時間45分の変則勤務	午前7時15分～午後7時30分（夜間保育実施園については最長午後10時まで）のうち、1日実働7時間45分の交代勤務
2	福祉 ※ （児童指導）	月曜日～土曜日で1週間につき平均38時間45分の変則勤務	午前7時30分～午後8時00分のうち、1日実働7時間45分の交代勤務
3	清掃	月曜日～土曜日で1週間につき平均38時間45分の変則勤務	午前7時10分～午後4時25分のうち、1日実働7時間45分の交代勤務
4	上記以外	原則として月曜日～金曜日	原則として午前8時30分～午後5時15分

※一時保護所勤務の場合、週休日は4週間について8日、勤務時間は休憩時間を除き、1日実働7時間45分の交代勤務となります。（24時間体制の交代制勤務を含む勤務形態）
◎年間20日の年次有給休暇（採用時期により異なります）が付与されます。
その他に、夏季休暇、妊娠・出産休暇、育児休業、慶弔休暇等があります。

給与

- 給料月額は、品川区職員を離職した際の級号給を基本に、退職後の職務経験等を考慮して決定します。60歳を超える職員については、給料月額が給料表の級・号給の7割の額となります。その他、条例等の定めにより、地域手当等が支給されます。
- 昇給は、原則として年1回行われます。

その他

＝問い合わせ先＝
〒140−8715 品川区広町2−1−36
品川区役所区長室人事課人事係（本庁舎5階）
電話：03−5742−7140（直通） FAX：03−5742−6872
※選考内容・結果についての問い合わせには応じられません。

参考

受験資格にある地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は、以下の方をいいます。

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け当該処分の日から２年を経過しない方
3. 人事委員会または公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた方
4. 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方

（注）民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者（心身衰弱を原因とするもの以外）は受験できません。

個人情報の取扱い

- 個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に管理しています。また、規定の保存年限経過後に廃棄します。

こども性暴力防止法に基づく対応について

- 令和８年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律について（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）

　対象業務へ従事するにあたっては、「こども性暴力防止法」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、対象業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。申込の際、特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、

ご了承の上、お申し込みください。確認の結果、特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、採用しない場合があります。

　また、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、内定取消事由に該当するものと考えられますので、あわせてご了承ください。

⚠️保育士採用について

✅採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき、本採用選考の最終合格者から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し、特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。